

新型コロナウイルス感染防止対策の協力のお願い



- マスクの着用、検温、手指消毒と筆記用具の持参にご協力ください。また、来場者が混み合う場合は受付の調整を行うことがあります。
- 収支内訳など、あらかじめ集計してお越しいただくと、相談時間が短縮できます。
- e-Taxを利用すると、ご自宅のパソコンやスマートフォンで確定申告書の作成や提出ができます。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

■確定申告で分からないことがありましたら、税務署(雲仙砂防管理センター(旧雲仙復興事務所))または各申告受付会場で記載方法などの相談を行っていますので、申告に必要な書類などを準備してお越しください。
※毎年3月に入ると窓口は大変混み合います。早めに申告書の提出をお願いします。

☎南島原市 税務課 ☎73-6642

島原税務署 ☎0957-62-3281

(島原税務署は自動音声でご案内します。)

- 税務署職員による出張相談(5日間)を行います。11ページをご覧ください。

申告書の提出にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告書の提出には、下記が必要になります。

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の提示または写しの添付

※扶養親族などがある人は、当該扶養親族などのマイナンバーの記載が必要です。

島原税務署からのお知らせ

●所得税および贈与税の確定申告

2月16日(水)～3月15日(火)

●個人事業者の消費税の確定申告

2月16日(水)～3月31日(木)

(注)

●申告会場は、雲仙砂防管理センター(旧雲仙復興事務所)です。

●いずれの期間も土日祝日を除く、午前9時から午後4時までが受付時間です。

●感染防止対策のため、申告会場への入場には「入場整理券」(当日交付)が必要です。

入場整理券はLINEアプリから事前に予約できます。

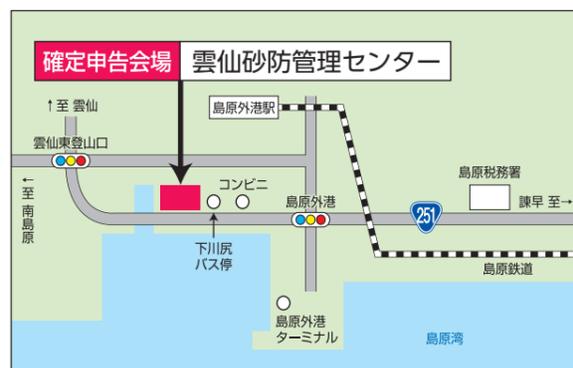
↓詳しくはLINEの「お友だち」登録からお願いします。(2月上旬から運用開始予定)

LINE 国税庁 LINE 公式アカウント
アカウント名: 国税庁
ID: @kokuzei

LINEアプリの「友達追加」またはQRコードで簡単登録
確定申告会場に入場するための入場整理券の事前発行



LINE QRコード



申告手続きは、「いつでも」・「かんたん」・「べんり」な

スマホ申告 をご利用ください。



←スマホ申告はこちらから

または

国税庁 確定申告

確定申告書等作成コーナー

確定申告

所得税・市県民税の申告

2月16日(水)～3月15日(火)

所得税の確定申告・市県民税(兼国民健康保険税)の申告をお忘れなく!

今年も所得税の確定申告、市県民税(兼国民健康保険税)の申告時期が近づいてきました。

10・11ページの日程で、申告・相談の受付を行います。やむを得ない場合を除き、指定日時での申告をお願いします。

市県民税の申告が必要な人

原則として、令和4年1月1日現在で南島原市に住所がある人は、下記の①～③に該当する人を除き申告が必要です。

国民健康保険加入世帯においては保険税軽減判定のため、また所得証明書など公的証明書の発行のためには申告が必要ですので、収入がない場合も必ず申告を行ってください。

※給与所得者で給与以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告が不要な人でも、市県民税の申告は必要です。

①税務署へ確定申告をした人

②前年中の所得が給与のみで、年末調整が済んでいる人

③前年中の所得が公的年金のみの人

※②・③の該当者であっても、雑損控除・医療費控除などの控除を受ける場合には、所得税の確定申告が必要です。



申告に必要なもの

- ①税務署より送付された「お知らせハガキ」または「お知らせ通知書」(通知が届いた人のみ)
- ②印かん(申告の内容により必要な場合があります)
- ③源泉徴収票原本(給与や年金収入のある人)
- ④収入、支出が明らかになる帳簿、領収書など所得算定に必要と思われる書類
- ⑤生命保険の満期返戻金や個人年金、配当などがある人は、支払調書など
- ⑥控除を受ける国民年金保険料控除証明書、生命・地震保険料の支払証明書

- ⑦寄附金控除を受ける場合は、寄附したことが確認できる書類
- ⑧金融機関預金通帳(還付時の口座確認のため)
- ⑨申告者本人の個人番号カードまたは通知カードおよび申告者本人の本人確認書類
- ⑩医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付または提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限などから5年間、領収書はご自宅などで保管してください。